

新宿区細街路拡幅整備条例に基づく
細街路拡幅整備のお願い



安全・安心のみちづくりのため、
新宿区では個別訪問をおこなっています。

様

建築調整課の と申します。

様の敷地は、建築基準法に基づいて塀や建物が後退し、
道路拡幅整備可能なため、本事業にご協力いただけないか、
本日お願いに伺いました。



細街路拡幅整備事業
イメージキャラクター
ガイロ君

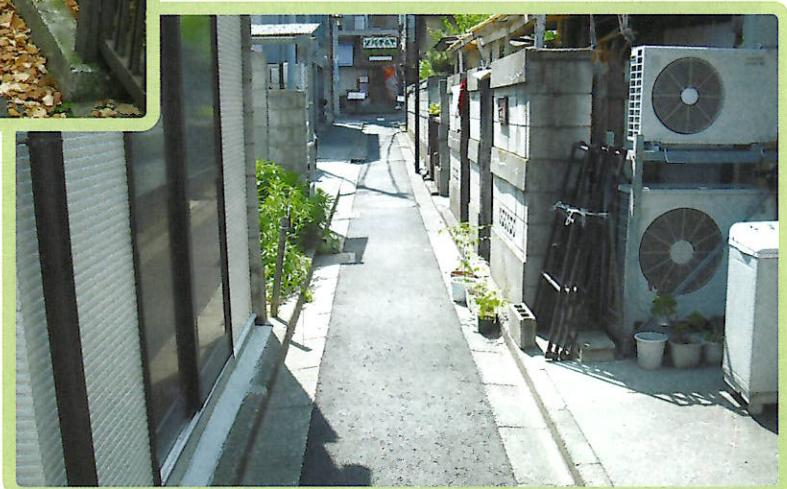
～細街路とは～

細街路って、
いったい何？



道路幅が4m未満の
狭い道路のことをいいます。
なんと新宿区全体の道路の
約半分がこの細街路です。

狭いと
どんな問題が
あるの？



円滑に消火活動をおこなうためには、道路幅が最低4m必要と
されています。

しかし、こうした細街路では、緊急車両が通行できなかったり、
スペースが少ないために災害時の消火・救助活動が
遅れるなどの危険性があります。



そこで

こうした危険性を解消するため、
新宿区は細街路の拡幅整備を
積極的におこなっています！

例1



拡幅前



拡幅後

例2



拡幅前



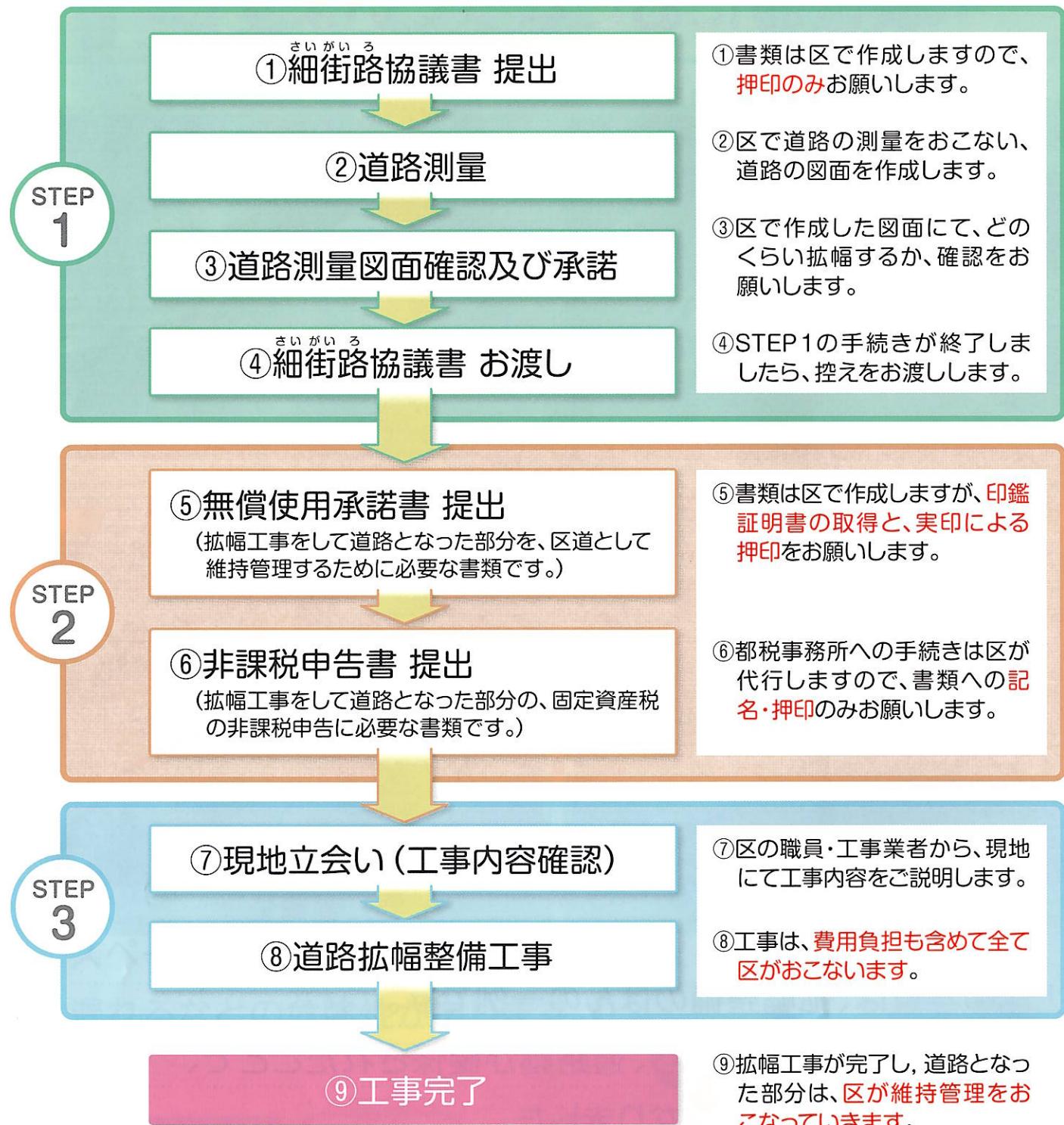
拡幅後

上記の写真は、拡幅整備のほんの一例です。

土地所有者のご協力により、道路幅が確保されたことで、
緊急車両が通行しやすくなりました。
また、スペースが確保されたことで、災害時の消火・救助活動を
迅速におこなうことができます。

道路拡幅整備工事までの流れ

拡幅工事をおこなうまでには次の3つのステップが必要となります。



新宿区都市計画部建築調整課 細街路整備担当
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
TEL 03-5273-3733(直通) FAX 03-3209-9227

